

<p>請願番号</p>	<p>請願第19号</p>	<p>受理年月日</p>	<p>平成24年6月13日</p>
<p>請願の件名</p>	<p>集団的消費者被害に係る訴訟制度の創設に関する請願</p> <p>第1 請願の趣旨 宮崎県議会が国会及び政府に対し、内閣府消費者委員会集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書の内容を踏まえた集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について、早期に創設することを求める意見書を提出することを採択していただくよう請願致します。</p> <p>第2 請願の理由 全国の消費生活相談の件数は、2010年度で約89万件と、依然として高い水準が続いています。一方、現在の訴訟制度の利用には、相応の費用・労力を要することから、事業者に比べて情報力・交渉力で劣る消費者は、被害回復のための行動を起こすことが困難です。また、これまでの消費者団体訴訟制度では、適格消費者団体に損害金等の請求権を認めていないため、消費者の被害救済には必ずしも結び付かないという課題があります。</p> <p>そこで、消費者のための新たな訴訟制度案が、2011年8月に消費者委員会集団的消費者被害救済制度専門調査会において報告書（以下「専門的調査会報告書」といいます。）に取りまとめられ、現在、その法案化が消費者庁において準備されています。</p> <p>しかし、同年12月に消費者庁が公表した「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」では、対象事案が専門調査会報告書で提案されたものより限定され、消費者被害の範囲が狭まっていることから、国会及び政府に対し、専門調査会報告書の内容を踏まえた訴訟制度を創設することを求める意見書を提出することを採択していただくことを請願します。</p>		
<p>紹介議員</p>	<p>新見 昌安 鳥飼 謙二 前屋敷恵美 有岡 浩一 函師 博規 井上紀代子 横田 照夫</p>		
<p>摘要</p>			